

1人1票裁判(2024衆)レポート

高裁・高裁支部 弁論



2025.1.23 東京高裁弁論後

全国弁護士グループによる1人1票裁判(2024衆)の口頭弁論は、広島高裁岡山支部(2024年12月19日)を皮切りに全14高裁・高裁支部で開かれました(最終は福岡高裁の2025年1月20日)。

選挙裁判は、100日裁判と言われ、提訴後100日(2月5日)以内に判決を行うという規定がありますが、提訴から100日以内の判決は岡山支部だけでした。

各弁論(各30~50分間)では概ね以下の主張が口頭でなされました。

【原告の主張】

① 国難：全世界のGDPに占める日本のシェアは1995年の17.6%から2023年には4.0%に激減した(2024年11月石破首相所信表明演説参照)。一人当たり平均賃金も、6か国(日米英仏独韓)の中で日本だけが成長がない。日本は、歴史上2回しかない(鎌倉時代の)元寇、(幕末の)ペリーの開港(国)要求よりはるかに大きな国難に直面している。

② 行政の長を選ぶ選挙でいえば、上記6か国のうち、日本だけが非人口比例選挙である。

議院内閣制	大統領制(大統領選挙)
ドイツ連邦※ (完全人口比例選挙)	フランス(完全人口比例選挙)
英連合王国 (概ね、人口比例選挙) 格差±5% (1.11倍以下)	韓国(完全人口比例選挙) 米連邦(概ね、人口比例選挙)

※小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への)第2票の得票数によって決まる。

他国同様、人口比例選挙の国になり、他の5か国と同じ土俵に乗ることが国難克服の第一歩である。



1人1票裁判の原告もされる鶴本圭子さんのインタビュー記事が東京中日新聞「考える広場」(桐山桂一論説委員)で大きく取り上げられました。

(2024.8.26中日新聞、8.30東京新聞)

オンライン配信記事はこちらから：
<https://www.chunichi.co.jp/article/948552>



皆さんからの活動報告もお待ちしております

③ 統治論：「投票価値の不均衡の是正は、議会制民主主義の根幹に関わり、國權の最高機關としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題」である(平成26年大法廷判決の多数意見を構成する5判事の補足意見)。

④ 日本が非人口比例選挙であることも、他の5か国に比べて投票率が圧倒的に低い理由といえるのではないか。

⑤ 米国(レイノルズ判決)でもそうであったように、「憲法は人口比例選挙を要求する」旨の最高裁判決で、人口比例選挙は実現する。同旨の判決は既に高裁レベルで8つ出ている。

⑥ 投票価値の不平等を生じさせる合憲性の立証責任は国側にある。同旨の高裁判決も既に5つ出ている。

⑦ 憲法学の権威・故芦部信喜教授の2倍許容説については、格差が4倍、5倍(当時)の現状を前提とした説であり、芦部教授自身も、京極純一東大教授との対談(1980年)で京極教授が「芦部説の場合、最大限度が2倍ということでしょう。できれば1対1が一番いいということですね」との問い合わせに対し、「もちろんできればそれが一番望ましいわけです」と述べている。格差が2倍まで改善されている現在であれば、芦部教授は1対1の立場であろう。

⑧ 平成25(2013)年及び平成27(2015)年判決では1人別枠廃止後・抜本的な改正前の較差2倍超の選挙を違憲状態とした。平成30(2018)年判決は、改正法(アダムズ方式)が成立後の選挙時の最大較差が1対2未満(1.98倍)の選挙を留保付きで合憲とした。令和5(2023)年判決は、アダムズ方式の完全履行前の格差2倍超(2.08倍)の選挙を留保付きで合憲とした。本件選挙は、アダムズ方式完全履行後でもなお選挙当日に最大較差・2.06倍だった。従って、これまでの最高裁判例に照らして本件選挙は違憲である。

⑨ 国会の裁量と信託理論：憲法は前文で「そもそも国政は国民の厳肅な信託によるものであって・・・その福利は国民がこれを享受する。」と定める。信託の考え方とは、信託法8条(「受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、何人の名義をもつてするかを問わず、信託の利益を享受することができない」)が基本となる。国会議員は、投票価値の平等からの乖離の憲法上の許容限度の問題について利害関係者であるので、当該問題に

ついて合理的な立法裁量権を有し得ない。

高裁・高裁支部 判決

全14高裁・高裁支部は、本件選挙を合憲とする、ガリレオ判決でした。(1面参照)

合憲の理由は、概ね、

「新制度(アダムズ方式)による新区割りは人口異動による格差拡大を前提とし、次回の簡易国勢調査までの5年間に2倍を超えることを制度上想定している。その上、2倍を大きく超える格差を生じさせないよう10年ごとに修正を行うこととされているので合理性があり、違憲とは言えない。」でした。複数投票を認めている判決です。

沈みゆく日本(泥舟)



高裁の合憲判決(ガリレオ判決)を録(おもり)に見立て(単位・ガリレオ)、ガリレオ判決が出たたびに、その重みで沈みゆく日本(泥舟)を表現し、判決毎にSNSで動画配信を行いました。

【今回の高裁判決が抱える最大の問題点

-- 合憲性の判断は、選挙当日の投票価値であったはずなのに・・・】

裁判所は、これまで、選挙当日の投票価値の不均衡についての合憲性を判断してきました。しかし、本件選挙の全高裁判決は、選挙当日ではなく、当該選挙の数年前に実施された国勢調査時の人口で判断し、選挙当日に2倍を超えていたことは不問としました。

国民は、選挙当日に投票する各自の1票で、主権行使するにも拘わらずです。

最高裁が判決に原則を明記しなかったことで、判決に理由も示さず、判例変更が可能になっています。

図書室からのおすすめ①

日本の選挙制度と1票の較差

川人貞史 著



日本の選挙制度と1票の較差
川人貞史 著
東京大学出版社
2024年9月

衆議院議員選挙区画定審議会(区割り審)会長(当時)として、2024年衆院選の再区割りをつとめた川人貞史東京大学名誉教授教授による著書。

「はしがき なぜ日本の区割り基準は人口較差最大2倍なのか?」では、政治生命にかかわる本件区割り改定案作成の過程で、自民党議員から介入されたことを生々しく記述し、日本政治の常識が、世界標準の政治学理論や西欧民主政治諸国との比較政治学の知見からかけ離れていることが明らかであり、違和感を覚えざるを得なかった、と痛烈に批判している。

また、「民主政治は政治的に平等な構成メンバー全員の選好に完全あるいはほとんど完全に応答する特質を持つ政治システムであり、日本の民主政治の健全な発達のためには、国民が有権者として選挙に平等に参加し、最終結果に対して平等に影響を及ぼすことができなければならない」と指摘し、選挙区間で最大較差2倍程度の人口差が広く分布することに

なった区割りの結果に対し、「こうしたあり方は第2章で見たアメリカ、イギリス、カナダなどと比較すると、きわめて異質であり、世界標準の方法から逸脱しているといわざるを得ない。そろそろ、日本の選挙区割りの方法も世界標準へと変える必要があり、その時期にきているのではないだろうか。」

(強調引用者)
と記述する。



一票の平等の政治経済学

和田淳一郎 著
(横浜市立大学教授) 勁草書房
2024年12月

サポーター報告

共通する1964年連邦最高裁Reynolds判決と平成23年大法廷判決(衆) (ウォーレンコート)

投票価値の不均衡の解消は、選挙区という議員の身分に直接係わる事柄であるため、米国においても、立法府（議会）自身では解決できず、司法（裁判所）の判決によって解決されました。

Reynolds判決を書いたウォーレン首席判事は、自身の回想録で、「特に最高裁判所で、判決に欠かせない要素と言えば、“原則”である。しかも原則は、裁判官が、ある裁判でもう少し、別の裁判でもう少し、というように妥協したりばらまいたりして、どうとう拳銃の果てには誰かが利益をまるまる懐にするというものであってはならぬ。」と述べます。

自身の判決によって様々な社会の変革を成し遂げたウォーレン首席判事の実績に基づく上記教示は、傾聴に大いに値します。

平成23年大法廷判決(衆)は、Reynolds判決と同じ立場です。唯一の違いは、平成23年大法廷判決が“原則”を示さなかったこと。

そのため、日本は、60年経っても未だ人口比例選挙が実現されず、歪んだ代表制によって当選した国会議員がまるまる利益を得ているというまさにあってはならぬ状況下にあります。

1人1票の原則を示し、全米で人口比例(1人1票)選挙を実現したReynolds判決(1964)(抜粋)を以下に紹介します。なぜ、1人1票でなければならないのかが、様々な表現を駆使して説示されています。

米連邦最高裁Reynolds判決(抜粋)

(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533 1964)

「さらに、ウェズベリー事件では、「我が国の憲法の明白な目的」は「同数の人々に平等な代表権を与えることを基本的な目標とすることである」とした。結論として、次のように述べた。「自由な国において、良き市民として我々が従わなければならない法律を制定する人々の選挙で発言権を持つことほど貴重な権利はない。投票権が損なわれれば、他の権利、最も基本的な権利でさえも幻想となる。我が国の憲法は、この権利を必要に侵害するような形で人々を分類する余地を残していない。」[脚注38]」

「特に、選挙権を自由かつ妨害されることなく行使する権利は、他の基本的な市民権および政治的権利を保護するものであるため、市民の投票権の侵害の疑惑は、注意深く綿密に精査されなければならない。ほぼ1世紀前、Yick Wo v. Hopkins、118 U.S. 356において、最高裁判所は「投票の政治的権利」を「すべての権利を保全する基本的な政治的権利」と呼んだ。」

「議員は木や土地ではなく、国民を代表する。議員は有権者によって選出されるのであって、農場や都市や経済的利益によって選出されるのではない。」

我々の政府が代表制であり、議会が国民によって直接選出され、国民を直接代表する政府機関である限り、議員を自由かつ妨害されない形で選出する権利は我々の政治制度の基盤である。」

「また、州が、州のある地域の住民の投票を、州の別の地域の住民の投票の2倍、5倍、または10倍の重みで与えると規定した場合、不利な立場にある地域に住む人々の投票権が事実上薄められていないと主張することはほとんど不可能である。州の有権者の一部が、その州の議員に2回、5回、または10回投票できる一方で、他の地域に住む有権者は1回しか投票できないという法律を制定することが州憲法で認められるのは、異常なことである。また、議員の投票を数える際に、州のある地域の住民の投票を2倍、5倍、または10倍にして、別の地域の人々の投票を額面どおりに数えるという州法が、憲法上維持可能であるとは考えられない。もちろん、不均等な数の有権者に同じ数の代表者を割り当てる州議会の選挙区割り制度の効果も同じである。」[脚注40]」

「ある地域に住む人々の票を過重・過大評価することは、確実に他の地域に住む人々の票を希釈し、過小評価するという効果をもたらす。不利な地域に住む個々の有権者に対する差別は、数学的に簡単に証明できる。彼らの投票権は、州の有利な地域に住む人々の投票権と同じではない。彼らの投票の効果が有利な隣人の投票と同等になるには、2人、5人、または10人が投票しなければならない。住民の投票を、たまたま住んでいる場所を理由に、いかなる方法や手段によっても異なる重み付けにすることは、正当化できないと思われる。」

憲法は「単純な差別だけでなく、洗練された差別方法も」禁じていることを常に認識しなければならない。」

「我々(当法廷引用者注)は、州議会の定数配分は複雑で多面的な問題であると告げられてきた。」

州は立法府の定数配分において人口以外の要素も合理的に考慮できるとの助言も受けた。州の権限を制限することで市民に政治哲学に関する異なる見解を押し付けるべきではないと戒められてきた。政治的な敷や数学的な泥沼に陥ることの危険性について警告されてきた。

我々の答えは次のとおりである。

憲法上保障された権利が否定されている場合には

裁判所による保護が求められる。我々の宣誓と職務は、それ以下のものを命ずるものではない。

(略)

市民の投票権が貶められるほど、その市民は市民ではなくなる。個人がここやあそこに住んでいるという事実は、その投票の効力を過大評価したり薄めたりする正当な理由にはならない。

社会や文明の様相は、しばしば驚くべき速さで変化する。かつては大半が田舎だった国が、都市化する。[脚注43]

かつては公正で公平だった代表制度は、時代遅れになる。しかし、代表制政府の基本原則は変わらず、これからも変わらないはずである。市民の投票の重みを、その人が住んでいる場所によって決めるることはできない。

人口は、必然的に、選挙区割訴訟の審理の出発点であり、判断の支配的基準である。[脚注44]

市民、つまり有権者は、都市に住んでいるか農場に住んでいるかに拘わらず、市民であり有権者であり、それ以上でもそれ以下でもない。これが、憲法の平等保護条項の明確で強力な命令である。これは、人ではなく法の支配という概念の本質である。」(上記強調は、全て引用者による)

日本でも、竹崎コートによる平成23年大法廷判決(衆)と平成24年大法廷判決(参)がメルクマールとなり、人口比例選挙に向け前進していることは確かです。次の判決で人口比例選挙(1人1票)原則を示せば、日本も人口比例選挙の国になります。

平成23年大法廷判決(衆)

「他方、同条2項においては、前記のとおり1人別枠方式が採用されており、この方式については、前記2(3)のとおり、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させが出来るようにすることを目的とする旨の説明がされている。」

しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮は、そのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域(都道府県)の選挙人と他の地域(都道府県)の選挙人ととの間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいひ難い。」(強調引用者)

「憲法裁判の制度が、全体的にいって、かくもうまく機能するのは、制度の真髄のあかしであるばかりでなく、個々の判事たちの賢明さと勇気とのあかしでもあるのである。」(アーチバルト・コックス)



**ウォレン・コート
憲法裁判と社会改革**
アーチバルト・コックス著
吉川精一・山川洋一郎訳
日本評論社 昭和45年

原著 ("The Warren Court: Constitutional Decision as an Instrument of Reform" by Archibald Cox 1968)

(Brown v. Board of Education of Topeka, 347 U.S. 483

(1954))、③貧困者にも弁護士の権利を保障するギデオン判決(Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963))の3つを最も重要な判決であると振り返る。

1人1票の原則を明言し、米国で1人1票を実現したレイノルズ判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533 (1964))は、ベーカー判決があつてからこそ生まれた判決である。

「長官退任直後、ウォレンは、

「ウォレン・コートはあまりに早く進みすぎはしなかっただろうか」との問い合わせて、

「我々は、我々がいかに早く進むべきかについては何もいうことはない。我々は我々のところへ来るケースと共に進むのである。そしてケースが人間の自由の問題をもって、我々のところへ来るとには、我々は弁論を開き判決をするか、あるいは、これを放置して、社会の底にうずもれさせ、将来の世代が解決するにまかせるか、どちらかである。我が国においては、概していえば後者があまりに長くなされすぎたのである。」と述べた」(強調引用者)。

コックス氏は、

●米国の憲法裁判においても、「司法積極主義」と「司法消極主義」のジレンマが内在し、選挙区割の不平等の問題が、連邦の立法部・司法部・州のいずれもが何らの積極的救済の手段を講ずることなく長く放置されていた。

●対象となっている法律が、一定の思想や集団に対して政治参加の道を閉ざしていたり、その他その適用

に歪みがあったりする場合、政治過程による法改正を図るべきであると言うことはその問題の解決にはならず、そのような場合は、外部からの矯正が必要である。

●その救済を裁判所が与えても代表制民主政治の原則を害したことにはならない。

●むしろ、裁判所は国の政治制度の公明且つ民主的な運用について広範な責任を負っている。

●司法部が高度の統治機構の一翼として、その責任を認識し、矛盾に目をつむったままそれを放置しておくことを潔しとしない、極めて強いヒューマニズムの精神が、最高裁がアメリカの統治の安全弁となり、また行政部や立法部、州が新しい行動を起こす契機を生み出していったのだ、旨語る。

日本でも、平成23年大法廷判決(衆)、平成24年大法廷判決(参) (いずれも竹崎コート)は、やり過ぎたたのではないかとの批判があると聞く。しかし、2025年になっても、未だ、衆院で2倍、参院で3倍の1票の住所による差別が解消されていない現状をみれば、同判決及びその後に続く大法廷判決は、やり過ぎどころか全く不十分であったことが明らかである。

結局、この問題は、日本でも、米国でも、立法府では解決できない。

日本でも、15人の最高裁判事のうち、賢明さと勇気を兼ね備えた判事が8人おられれば、競争相手である諸外国と同じ土俵(人口比例選挙)に立つことができる。

千葉県議選の1人1票裁判レポート

サポーター報告

2023年4月の千葉県議会選挙で船橋市選挙区(定数7)の「1票の格差」が2.69倍だったのは憲法と公選法に違反するとして船橋市の住民3人が千葉県選挙管理委員会を相手取り訴えていた裁判の上告審で最高裁第3小法廷(宇賀克也裁判長)は2025年1月28日、公選法15条8項ただし書きの言う「特別な事情があるとの評価の合理性を欠いていたともいい難く、定数配分規定を改正しなかったことは県議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえない」として請求を棄却しました。

この判決には、宇賀克也判事の反対意見、渡辺恵理子判事の補足意見が付され、宇賀判事は、地方選挙においても国政選挙同様に①1票の価値が同等であることがデフォルト(初期設定)である、②1票の価値を制約することの合理性についての主張立証責任は被告(選挙管理委員会)が負う、③選挙区間の人口の最大較差が1対2.69ということは「実質的に複数投票制を認めるに等しい」、④「最も価値が高い選挙区の投票価値を1とした場合、本件選挙区の投票価値が約0.37しかない」がそれを正当化する「合理的な理由は示されていない」と指摘。とりわけ「議員定数が人口比定数より3人も少ないという状態は異常」「約50年間に本件選挙区の人口がほぼ倍増したにもかかわらず、この間、議員定数が据え置かれたままになっていることも異常」と異常を連発し、「人口比定数と議員定数の大きな差の解消は最優先されるべき課題だったが、考慮事項から抜け落ちたか、著しく軽視された」、「諸般の要素を斟酌してもなお一般的に合理性を有するものとは考えられな

い程度に達してお」り、議会の裁量権の逸脱濫用として、本件定数配分規定は違憲・違法であると宣言するとしました。

判決を受けて都内で記者会見した原告の吉村りよみさんは「合憲、適法は不当判決だ」と強い憤りを表明。一方で宇賀裁判長が反対意見を付けたことには「すごくうれしいと思う」と喜びを露わにされました。

それにしても、原告側資料を読み込むと、千葉県議選は本当にひどい状況になつていて、驚きました。

千葉県だけでなく、較差2倍以上の都道府県が31、全都道府県の66%に当たるという数字にもビックリです。

較差3倍以上は北海道など4道県、福島県にいたっては5倍もあるんですよ。

国政レベルで一票の格差を解消し人口比例選挙を実現しなければ、都道府県レベルの較差は解消しようがないと改めて思いました。

せっかく、宇賀裁判長が素晴らしい反対意見を書いてくれたのですから、せめて県の選管レベルできちんとした対応をしていく契機になってくれればと願うばかりです。(山)



泉徳治元最高裁判事 「司法の戦後80年」講演@日本記者クラブ

裁判官出身で、唯一「1人1票」原則を個別意見で判示された泉徳治元最高裁判事が、「司法の戦後80年」と題する講演をされました(日本記者クラブ2025年4月22日)。

1947年の裁判所法制定時から現在までの最高裁の歩み、今後の課題やその対策についての意見を述べられました。

今後の課題の中では、非人口比例選挙を合憲とする最高裁判決について、「三権分立の下、お互いに踏み込まないとの前提はある。裁判所は政策について口を出すべきではないが、民主的政治過程を監視する役目を担っている」旨述べられ、最高裁が人口に比例しない選挙を合憲としていることを改めないと述べられました。

また、今後の課題への対策については、①条約違反を上告理由とする法改正を行う(現在は国際人権条約は上告理由に当たらないとされている)、②最高裁に憲法研究員を数名配置する(現在、日本の最高裁には憲法研究者が一人もいない。例えば、韓国は、大法院のほかに設置された「憲法裁判所」に憲法研

究官等80名を配置し、憲法裁判研究院(定員33名)も設けられ、世界の憲法関連の情報冊子を定期的発行するなどしている)、③日本の最高裁調査官(計38名)は、判事ごとではなく、事件ごとに配置され、各判事には専用の調査官がいない。各判事専属の調査官を配置し、個室で孤立して執務する各判事が日常で専門的な議論が行える環境にする、④最高裁裁判官任命諮問委員会の設置、などを挙げられた。

アーカイブ動画はこちらから：

<https://www.youtube.com/watch?v=IjYp0BMySSQ>



図書室からのおすすめ②



**最高裁判所と憲法
私が考える司法の役割**
泉 徳治 著
岩波書店
2025年4月

司法は憲法の番人として役割を果たしているか?なぜ司法は立法・行政に対して謙抑的なのか?元最高裁判事が司法の在り方を問う!



ウォーレン回想録
アール・ウォーレン 著
今津晃 序文 森田幸夫 訳
彩流社 1986年9月

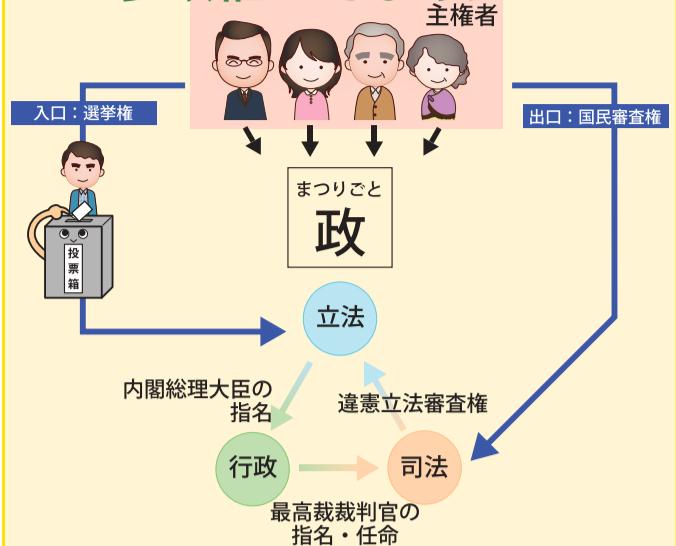
米連邦最高裁史上、三大長官の一人とされ、50年半ばから激動の60年代に進歩的な判決を言渡し、しばしば痛烈な批判を浴びたアール・ウォーレン氏。退任後、それらの批判への回答と自らの人生を率直に記録した回想録。



国民審査は
選挙権と並ぶ
国民の参政権

参政権(犬)のしんざ君

参政権ってなあに?



参政権とは、国民(主権者)が、国の政(まつりごと)に参加する権利です。

国家の運営は、国会のみによって行われているわけではありません。

国は、司法・立法・行政の3権の上に成り立っています。従って、国の政(まつりごと)とは、この司法・立法・行政の3権を指します。そして、民主政治の下では、主権者である国民が、その3権を支配します。

国民は、国政の『入口』に於いて、「人口の多数が国会議員の多数を選ぶ」という「正当(な)選挙」により、国会議員を直接選出する権利(選挙権)を持っています(憲法前文冒頭)。また、国民は、国政の『出口』において、憲法に違反する法律を放置する最高裁判所裁判官を罷免する権利(国民審査権)を持っています。

つまり、憲法は、主権者が、『入口』と『出口』で、参政権行使することにより、国民が国を支配する「國の仕組み」を保障しているのです。それは、この國の主権者が、国会議員や最高裁判所裁判官ではなく、国民だからに他ならないからです。

一人一票実現国民会議の設立趣旨とは

一人一票実現国民会議は、最高裁判官の信任を問う最高裁判所裁判官国民審査(以下、「国民審査」)に際し、民主主義の基盤である「一人一票」に対する最高裁判官の姿勢を、統治者である国民(主権者)に広く伝えることを目的として発足し、以後、国民が最高裁判官国民審査を適切に行使できるよう、広く情報を国民に発信しております。

一人一票実現国民会議
公式ホームページ
<https://www2.ippyo.org/>

X 一人一票実現国民会議公式アカウント
@hitori_ippyo

f 一人一票実現しよう!
サポーターによる応援アカウント
<http://www.facebook.com/hitori.ippyo>

i 一人一票実現サポーター
<https://www.instagram.com/kiyoki1pyo>

寄付 のお願い

1人1票実現運動を成功させるためには、広く情報を国民に伝え続けることが重要です。意見広告掲載のための継続的なご支援をお願いいたします。
当国民会議へのご寄付は、確定申告により、税額免除受けることができます。

NPO法人維持のために、年間100口以上(1口3,000円)のご寄付が必要になります。
下記↓もしくは2次元コード→からアクセスして、是非、ご支援をお願いいたします。
<https://www.ippyo.org/bokin.html>

